



高萩・北茨城広域事務組合公告第 1 号

高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設長期包括運營業務を委託するにあたり、適切に業務を遂行できる能力を有し技術的にも最適な者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年7月1日

高萩・北茨城広域事務組合
管理者 豊田 稔



1. 公募型プロポーザルの概要

(1) 業務名称

高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設長期包括運營業務委託

(2) 業務委託目的

本業務は、高萩・北茨城広域事務組合（以下「組合」という。）において搬入されるごみ・再資源化物について、組合が選定した本業務受託者（以下「受託者」という。）が有するノウハウや創意工夫等を有効に活用し、より適正に本施設の運営管理業務を長期にわたって実施することを目的とする。

また、組合が恒久的に安定したごみ処理行政を推進していくために、本業務の受託者は周辺地域との調和・共生を重視し、周辺住民が安心できる施設運営を目指すこととする。

(3) 業務内容

別に定める要求水準書等に記載のとおり

(4) 業務場所

茨城県北茨城市中郷町小野矢指字長原959-1 ほか

(5) 業務期間

運 営 準 備 期 間：業務委託契約締結の日から令和5年3月31日まで

長期包括運營業務期間：令和5年4月1日から令和20年3月31日まで

(6) 見積上限価格

10,500,000,000円（15年間）

※消費税額及び地方消費税額を除く

2. 参加資格要件

応募者は、参加申込書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件をすべて満たしていることとする。また、構成市管内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、管内業者及び準管内業者を積極的に活用することとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 応募者の構成は、本施設の運営管理業務の能力を有し、本業務に参加する単独企業又は

複数企業で構成されるグループとする。グループの場合は、グループを構成する企業の数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成企業を代表する企業1社を代表企業として定めるとともに、代表企業が一連の応募手続きを行うこととする。

- ② 応募者は、他の応募者の構成員または協力企業となることは認めない。
- ③ 応募者の、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する者、若しくは該当する企業は、他の応募者の構成員または協力企業となることは認めない。
- ④ 参加申込書提出以降、応募者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。
- ⑥ 本事業においては、特別目的会社(以下「SPC」という。)の設立は任意とする。設置する場合には、構成市内に設立するものとする。
なお、応募者又は応募者グループの構成員以外のものからのSPCへの出資は認めず、また、代表者のSPCへの出資比率は、出資者中最大になることとする。

(2) 応募者の参加資格要件等

代表企業は、以下の要件をすべて満たす者でなければならない。

構成企業は、以下の3~6の要件をすべて満たす者でなければならない。

① 一般的な参加資格要件

- 1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく構成市の入札参加の制限を受けていない者。
- 2. 構成市いずれかの、令和3・4年度入札参加資格者名簿に登録されている者。
- 3. 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- 4. 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条による破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでない。
- 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- 6. 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の50%を超える議決権を有し、又はその出資の総額の50%を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- ・選定委員会の委員が属する企業
- ・本業務に係るアドバイザー業務受注者（株式会社エスイイシイ）

② 業務における参加資格要件

代表企業は、本施設の運営管理業務を行うものとして、以下の各項の要件をすべて満たさねばならない。

1. 国又は地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（ストーカ炉：全連続燃焼方式）の長期包括運営業務又は PFI 事業/DBO 事業の運営管理業務を、参加資格確認申請書類の提出期限で、元請けとして 1 年以上、又は下請けとして 3 年以上の実績を 1 件以上有していること。
2. 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、国又は地方公共団体が所管する一般廃棄物を対象とした焼却処理施設の連続運転式焼却施設にて 3 年以上の実務経験及び長期包括運営業務又は PFI 事業/DBO 事業の運営管理業務の総括責任者として 2 年以上従事した経験を有する者を専任で配置できること。
3. 電気事業法第 44 条に基づく、ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を専任で配置できること。
4. 上記 2.3 に掲げる要件の専任配置者を運営準備期間から運転習熟訓練に参加させ、令和 5 年 4 月 1 日から専任配置できること。

③ 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加申込書及び参加資格審査申請書類受付最終日とする。

④ 応募者の失格

応募者の参加申込書の提出から受託者決定までの間において、やむを得ない事由（※）で組合が変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合は、応募者は失格とする。

（※）：やむを得ない事由の例 業務の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき

3. 参加資格審査（第 1 次審査）

参加申込書と併せて提出された参加資格審査申請書をもとに、参加資格要件について確認審査を行う。資格審査通過者は、技術提案書類を提出する（第 2 次審査に進む）ことができる。

4. 提案審査（第 2 次審査：技術提案書及び見積書の審査）

（1）基礎審査

募集要項等に記載している事項をはじめ、本業務の基本的条件及び要求水準について確認する。

- ・提案書類の確認
- ・要求水準達成の確認
- ・その他これらを実施するうえで必要な確認

この基礎審査において、上記の項目を一つでも満たさなかった場合は、失格とする。

(2) 技術審査、価格審査

基礎審査を通過した資格審査通過者の提案内容に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、併せて提出された見積価格に対する価格審査を踏まえた総合的な評価を行う。なお、見積価格が見積上限価格を超える場合は失格とする。

また、参加申込者、資格審査通過者が1者の場合でも有効とし、同じように審査を実施する。

5. 最優秀提案者の選定

提案書類を提出した資格審査通過者の提案内容に対して、審査基準に基づき審査した結果、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計）が最も高い提案を行った者を最優秀提案者（優先交渉権者）として選定する。

6. 手続き等

(1) 担当（書類の提出先及び問合せ先）

高萩・北茨城広域事務組合 事務局 環境総務課

〒319-1592

茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地（北茨城市役所生活環境課内）

電話番号 0293-43-1111（内線371）

E-mail : kankyou@city.kitaibaraki.lg.jp

(2) 募集に係る資料の交付

公募型プロポーザル募集に係る資料は、令和4年7月1日（金）から令和4年7月22日（金）までの間に、組合ホームページから入手するものとする。

HP アドレス : <https://takahagi-kitaibaraki.jp/>

(3) 参加申し込み

①提出方法

応募者は、募集要項等に基づき必要書類を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申し込みについては、一般書留又は簡易書留とし、提出期限に必着のものに限る。

②提出場所

(1) に同じ。

③提出期限

令和4年7月22日（金）午後5時まで

(4) 技術提案書及び見積書の提出

①提出方法

資格審査通過者は、募集要項等に基づき技術提案書及び見積書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

なお、郵送による申し込みについては、一般書留又は簡易書留とし、提出期限に必着のものに限る。

②提出場所

(1)に同じ。

③提出期限

令和4年9月16日(金)午後5時まで

7. 業務委託契約の締結

組合は「5. 最優秀提案者の選定」により選定された評価点が最も高い応募者を、最優秀提案者とし、契約の交渉を行う。最優秀提案者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募者と契約を締結する。

8. その他

本公募型プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、別添交付する募集要項等によるものとする。